# 法と経済学研究会

【代表幹事】
渡邉 宏毅(64期) Kouki Watanabe

2017年6月28日
**「弁護士実務と社会科学をつなぐ」**
東京大学社会科学研究所准教授（現・教授）
　飯田 高先生

2018年7月3日
**「経済学から見る会社法」**
東京大学社会科学研究所教授
　田中 亘先生

## 1 概要

法と経済学研究会（以下「当研究会」といいます）は、2016年に設立された比較的新しい研究会です。

伝統的なミクロ経済学だけでなく、近年注目されている行動経済学、実験経済学等の社会科学と、法実務とを結びつけた研究活動を行うことを目的としております。

## 2 活動内容

活動内容として、まず、外部の研究者等を招いて実施する定例研修があります。近年の開催は以下のとおりです。

2016年7月5日
**「『法と経済学』と弁護士業務」**
中央大学大学院法務研究科教授、弁護士
　安念 潤司先生

定例研修のほかにも、会員間による研究会の実施、有志会員による各種調査や、雑誌への連載等の活動も行っております。

もっとも、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、昨年以降、定例研修や会員間での対面の研究会の活動は思うようにできておりません。

## 3 法実務とのつながり

法と経済学は、立法論を扱う際には有用かもしれないけれど、法の解釈を中心とした弁護士業務等の法実務については関連性がとぼしいのではないかとの印象を持っている方も多いと思います。

2016年7月5日定例研修の様子

もっとも、近年、台頭してきた、行動経済学や実験経済学等の知見は、これまでは、勘や経験則に基づいて対処されてきた事項について、根拠に基づく取り組みを行うための手がかりを与えてくれます。

例えば、債権回収の場面において、督促書の文面をどのようなものにするかによって、債権回収の効果に違いが生じるということが分かっています[※1]。

また、企業法務におけるコンプライアンスに関しても、心理学や行動経済学等の知見を取り入れた科学的コンプライアンスの重要性が指摘されるようになってきています[※2]。

このように、既に、法実務において、経済学等の社会科学の知見が取り入れられておりますが、昨今、人の行動がデータ化、可視化され、研究の対象となり易くなったことで、この傾向は強まるものと思われます。

## 4 最後に

とはいえ、当研究会で、法と経済学に関する知見を得ても、弁護士業務に直ちに役に立つということはありません（笑）。

また、将来においても役に立つかどうかは分かりませんが、当研究会では、経済学等の社会科学に関心を持つ会員が交流できる場を提供し、その上で、法実務とのつながりについて興味深い事例等を共有する試みをしていきたいと思っております（最近はコロナ禍により当研究会の活動が縮小していますが、近いうちに元に戻せればと思います）。

経済学等の社会科学、及びこれに関する実験に関心のある方の御参加を是非お待ちしております。第二東京弁護士会の会員はもちろんのこと、会員以外の方や非弁護士の方でも大歓迎です。

### 法と経済学研究会

| | |
|---|---|
| 定例会 | 不定期 |
| 連絡先 | 渡邉宏毅（鳥飼総合法律事務所）<br>TEL：03-6689-1500<br>FAX：03-6689-1501<br>ko.watanabe@torikai.gr.jp |
| 入会方法 | 上記連絡先にご連絡ください。 |

※1　イギリスの行動洞察チームの実験が有名です（Behavioral Insight Team（2013））。

※2　例えば、中村直人編著（2019）『コンプライアンス・内部統制ハンドブックⅡ』（商事法務）第２章を参照。